

## 教育に関する「大綱」について

教育総務課

(これまでの教育の推進について)

教育委員会が取り組む教育施策については、平成18年度から平成19年度にかけて策定した「石巻市生涯学習基本構想」、「石巻市スポーツ振興基本計画」、「石巻市文化芸術振興基本方針」及び「石巻市教育ビジョン」において基本的な考え方を明らかにしてきた。

本市の教育の総合的な推進については、これらの教育関係基本4計画を相互に補完させて取り組んでいくものとし、教育基本法第17条に規定された「教育振興基本計画」に代わるものとして位置付けられている。

なお、これら4計画は、石巻市総合計画の部門別計画として位置付け、整合性を図りながら施策を展開している。

(新たに策定することとなった「大綱」の定義、記載事項の例など)

「大綱」とは、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの

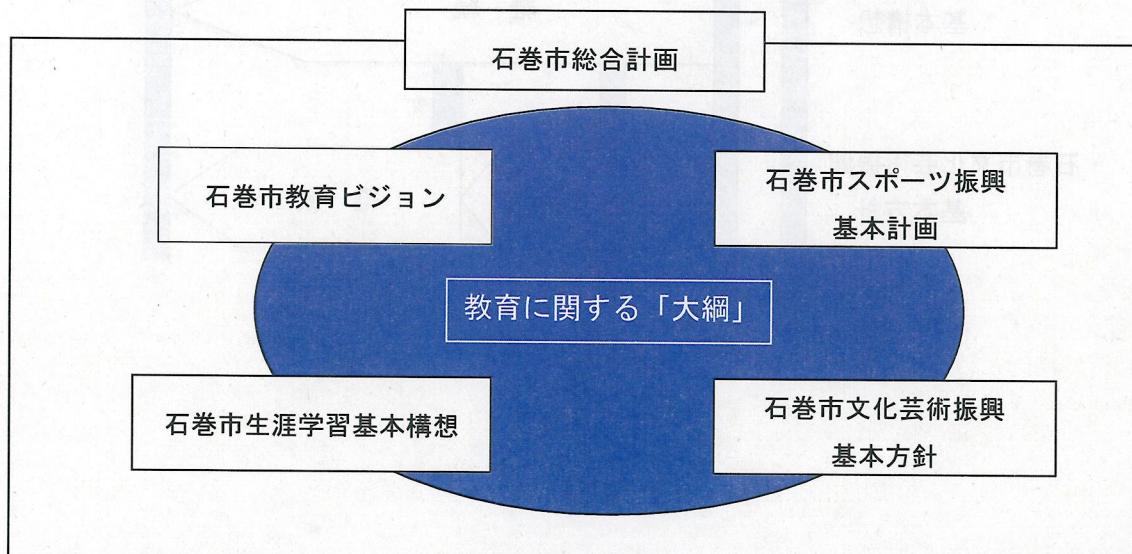
教育基本法に基づき、策定される国の「教育振興基本計画」における基本的な方針を参考し、地方公共団体の実情に合わせて定めるもの。

### ※記載事項の例

- 市の目指す学校教育  
(理念、基本方針、目標等)
- 芸術文化・スポーツの振興  
(理念、基本方針、目標等)

- ・ 総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整を尽くし、地方公共団体の長が策定する。
- ・ 対象とする期間は、4～5年

(本市における教育に関する「大綱」の位置付けのイメージ)



### (大綱の策定にあたって)

現行の教育関係基本4計画については、教育基本法第17条に規定された「教育振興基本計画」に代わるものとして位置付けており、平成28年度をもって終了となる。

大綱の策定にあたっては、教育関係基本4計画の中の目標や施策の根本となる方針の部分をベースに、石巻市震災復興基本計画等や、その他特に注力すべき政策分野についての基本的な考え方・取組の方向性について、総合教育会議において協議・検討を重ねながら、大綱に盛り込むべき内容を構築していく必要がある。

また、現行の教育関係基本4計画の検証を十分に行いながら、内容の精査を進めていくものとする。

### (現行の教育関係基本4計画について)

